

手数料・使用料の見直しに関する
基本方針（令和5年度改定）

令和5年7月

府 中 市

目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	受益者負担の原則	
(2)	共通算出方法の設定	
(3)	近隣市の料金の把握・反映	
2	手数料	2
(1)	手数料の基本的な考え方	
(2)	手数料徴収の根拠となる法令	
(3)	手数料について定める市条例	
(4)	基準手数料の算出方法	
(5)	料金設定の例外	
3	使用料	4
(1)	使用料の基本的な考え方	
(2)	使用料徴収の根拠となる法令	
(3)	使用料を設定している施設	
(4)	利用料金制度導入施設	
(5)	料金設定の例外	
(6)	附属機関等からの意見聴取	
(7)	基準使用料の算出方法	
(8)	駐車施設における使用料の考え方	
(9)	減免基準	
(10)	市外料金の設定	
(11)	他市の取組との比較	
(12)	新規施設の料金設定	
4	手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項	10
5	税制改正への対応	10
6	基本方針の改定	11
参考	基本方針の改定の経緯	11

1 基本的な考え方

手数料・使用料の見直しに当たっては、受益者負担の原則、共通算出方法の設定、近隣市の料金の把握・反映の3点を基本的な考え方とします。

(1) 受益者負担の原則

手数料は、特定の人に提供するサービス（住民票の写しの交付等）に対して、その費用の全部又は一部を利用者が負担する料金のことをいいます。

一方で、使用料は、市の施設（プールや文化センターの会議室等）の利用の対価として、利用者が負担する料金のことをいいます。

このように、サービス又は施設維持管理に係る費用は、利用者の手数料又は使用料収入により賄うことを前提としていますが、この費用と収入の差額は、利用する方・利用しない方に関わらず市税等を財源にしており、サービス又は施設を利用する市民と、利用しない市民の公平性を考慮し、利用する「受益者」が費用を負担する「受益者負担の原則」に立ち、手数料・使用料の見直しを行います。

(2) 共通算出方法の設定

手数料・使用料を新たに設定する場合及び見直しを行う場合においては、市民に分かりやすく、また、サービス・施設間において不平等が生じないように、共通の算出方法を設定する必要があります。

具体的には、市が特定の人に提供するサービスに係る費用を算出し、その費用を利用人数等で等分の負担となるように手数料・使用料を算出します。

この考え方は、現行の手数料・使用料の設定基準にも取り入れており、これまで同様に、この算出方法により得られた額を利用者が負担する額と捉え、これを基準手数料・基準使用料とします。

(3) 近隣市の料金の把握・反映

手数料については、市外の方でも本市の行政サービスを受けられるようになっています。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により、市外の方が本市で住民票の写しの交付を受けられる制度で、居住地の手数料の額に関わらず、市民と同額の手数料を支払えば、本市の行政サービスが受けられます。

また、使用料についても、市外の方が市外料金を支払うことで本市の施設を利用することができますが、近隣市の同様の施設と比較して使用料が著しく低い場合は、市外利用者が集中することで市民の利用の妨げとなる可能性があることから、近隣市とのバランスを欠くことがないよう、料金水準の均衡を図る必要があります。

そこで、手数料・使用料の設定や見直しに当たっては、基準手数料・使用料を算出するとともに、近隣市の状況も踏まえて料金を設定することとします。

2 手数料

(1) 手数料の基本的な考え方

手数料については、これまでの考え方を大きく変更せず、従前の算出方法及び対象費用により基準手数料の算出を行います。

(2) 手数料徴収の根拠となる法令

地方自治法第227条において、手数料徴収の根拠が定められており、条例において手数料を規定することとなっています。

(3) 手数料について定める市条例

手数料に係る本市の条例は次に示す4つですが、このうち、基本方針においては、原則として、府中市手数料条例に規定する手数料のみを見直し対象とします。

なお、対象外の手数料についても基準手数料を算出しますが、基本方針とは別に見直しの検討を行うこととします。

ア 府中市手数料条例

住民基本台帳証明手数料、市税等証明手数料、都市計画証明手数料等

イ 府中市情報公開条例

公文書開示手数料等

ウ 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

家庭廃棄物処理手数料、粗大ごみ処理手数料等

エ 府中市下水道条例

指定下水道工事店の登録手数料等

(4) 基準手数料の算出方法

ア 基準手数料

基準手数料は、計算に算入すべき費用の項目とその範囲を定め、費用の項目ごとに当該事務に係る1件当たりの費用を算出し、この合計額を利用者が全額負担する考え方により算出するものとします。

イ 計算に算入すべき費用及び計算方法

(ア) 費用

次の費用を算出基礎として、基準手数料を算出します。

項目	範囲
人件費	サービスの提供に直接携わる職員の人件費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
委託料	複写機等事務機器の保守点検委託料等
使用料及び賃借料	複写機・オンライン端末機の使用料等
その他費用	上記の4つに該当しない費用で、サービスの提供に必要な費用

(4) 計算方法

各費用は、次の計算式により算出します。

項目	範囲
人件費	時間単価（※1）×サービスの提供に要する時間（※2）
需用費	$\frac{\text{前年度決算額} \times \text{使用割合（※3）}}{\text{年間処理件数（年間処理量）}}$
委託料	
使用料及び賃借料	
その他費用	

※1 時間単価は、前年度決算に基づく平均給与（特別職を除く。）を用いて、次の計算式により算出します。

$$\text{時間単価} = \frac{\text{前年度決算に基づく平均給与}}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週}}$$

※2 サービスの提供に要する時間は、標準処理時間とし、できる限り平均的に当該処理に係る時間のみを算入します。

※3 使用割合は、消耗品費や事務機器使用料等で、複数の事務に係る費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間数や処理件数等のあん分により算出します。

(5) 料金設定の例外

ア 法令等に基づく手数料の設定

市が徴収する全ての手数料は条例により定めていますが、一部の手数料で、国や都の法令等により料金が定められているもの又は全国の地方自治体で統一的な料金設定が望ましいとされているものがあります。

これらについては、原則として、その法令等に定める標準的な額を料金として設定します。

イ 減免の取扱い

手数料の減免（減額又は免除）は、サービスの提供を受ける特定の人があるサービスの趣旨に合致し、相当の妥当性が認められる場合に限って、条例や規則で明文化した上で行うことができます。

府中市手数料条例第5条においては、その取扱いを定めており、基本方針においてもこの考え方を継続しますが、減免の取扱いは、受益者負担の原則から妥当性を欠くことがないよう、慎重に設定する必要があります。

《府中市手数料条例 第5条》

- 1 次の各号に掲げるものについては、手数料を徴収しない。
 - (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
 - (2) 戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨を規定する法令の規定により、証明の請求があったもの
 - (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく審査事務に係るものを除く。）
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請があったもの
 - (5) 手数料相当額を国が負担し、又は補助するもの
- 2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

ウ 特定の政策目的の実現に向けた特例料金の設定

行政の効率化や市民サービスの向上等を目的に、政策的な判断により時限的に基準手数料に基づかない特例料金の設定を可能とします。

例：オンライン申請の普及のため

感染症対策として来庁を抑制するため 等

3 使用料

(1) 使用料の基本的な考え方

使用料については、従前の算出方法及び対象費用により基準使用料の算出を行います。

ただし、駐車施設については、他市における有料化の状況を踏まえ、受益者負担の適正化や近隣市の料金の把握・反映の観点のほか、新たな視点を取り入れた上で使用料を設定することとします。

(2) 使用料徴収の根拠となる法令

地方自治法第225条において、使用料徴収の根拠が定められており、同法第228条に基づき各施設条例において使用料の額を規定することとなっています。

(3) 使用料を設定している施設

府中の森市民聖苑、自転車駐車場、文化センター（公民館、児童館、福祉会館及び振興会館）、男女共同参画センター、陸上競技場、市民球場、第一・第二野球場、総合プール、市民プール、地域プール、美好水遊び広場、庭球場、市民サッカー場、府中朝日フットボールパーク、総合体育館、地域体育館、美術館、ふれあい会館、保健センター、学校施設、ハケ岳府中山荘及び教育センター

(4) 利用料金制度を導入している施設

市民保養所やちほ、府中駅南口市営駐車場、府中駅南自転車駐車場、市民会館、府中の森芸術劇場、郷土の森博物館、生涯学習センター、介護予防推進センター及び市民活動センター

上記の施設は、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者が管理し、使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入しています。

基本方針では、利用料金制度を導入している施設も見直しの対象とします。これらの施設の料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまります。

このことから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があります。

(5) 料金設定の例外

府中駅南口市営駐車場及び自転車駐車場(府中駅南自転車駐車場を含みます。)については、施設の整備・更新、運営管理等に要する費用を駐車場の使用料(利用料金)収入で賄う施設であることから、使用料の基本的な考え方にはなじまない施設として取り扱います。

(6) 附属機関等からの意見聴取

当該施設の運営に関係する附属機関等(審議会や協議会等)を設置している場合には、使用料の見直しについて意見を伺うこととします。

(7) 基準使用料の算出方法

従前の対象費用及び算出方法により基準使用料を算出します。

ア 算出基礎となる費用の範囲

次の維持管理費用を算出基礎として、基準使用料を算出します。

項目	範囲
人件費	施設管理に係る職員の人件費
光熱水費	電気料金、水道料金、燃料費等
保守管理費用	管理委託料、保守委託料等
諸費用	需用費、役務費、施設予約システム費、施設修繕費等

イ 基準使用料の算出方法

従前と同様の算出方法を用いて基準使用料を算出します。

$$\text{基準使用料} = \frac{\text{①当該施設の維持管理費用}}{\text{②利用実績}} \times \text{③利用者負担割合} \\ \times \text{④時間帯別負担係数} \times \text{⑤曜日別負担係数}$$

① 当該施設の維持管理費用

- a 施設面積を使用料の算出基礎とする施設（会議室、ホール等）の維持管理費用は、次のとおり算定します。

$$\text{維持管理費用} = \frac{\text{施設全体の年間維持管理費用}}{\text{施設全体の面積}} \times \text{当該施設面積等（共用部分含む。）}$$

- b 利用人数・利用時間を使用料の算出基礎とする施設（プール、庭球場等）は、当該施設の年間維持管理費用を指します。

② 利用実績

面積を基礎とする施設については実利用日数を、利用人数を基礎とする施設については実利用人数を、利用時間を基礎とする施設については実利用時間数を指します。

なお、利用率70パーセント未満の施設については、利用者の負担が過大になることを避けるため、70パーセントの利用があるものと補正して算出します。

③ 利用者負担割合

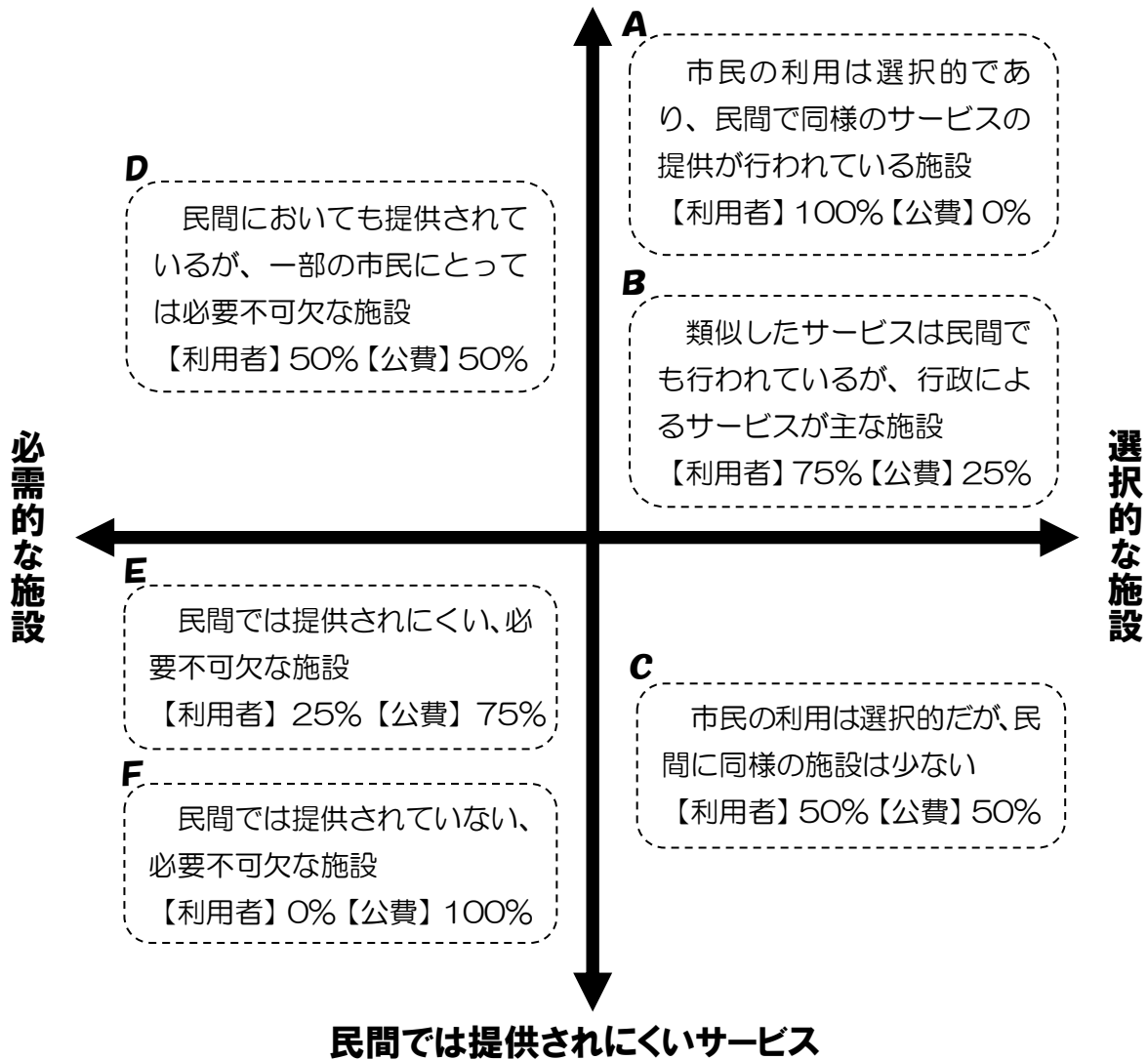
公の施設に係る費用については、利用者が負担するべきものです。しかし、公の施設は公益性があるために市が整備しているものであり、それぞれの施設の特性に応じて、施設ごとに利用者と市の負担割合を設定する必要があります。

このことから、施設サービスの性質や民間との競合の大小など、次の視点により6つのグループに分けることとし、対象施設を分類しました。

- ◆市民にとって、必需的な施設か、選択的な施設か
- ◆民間でも提供されているサービスか、民間では提供されにくいサービスか

この結果から得られる、各グループの負担割合を次のとおり5つに分類し、選択的又は民間でもサービスが提供されている施設の利用者負担割合は高く、必需的又は民間での提供が少ない施設は低く設定することとします。

民間でも提供されているサービス



区分	対象施設
A	駐車施設
B	市民保養所やちほ、ハヶ岳府中山荘(一般利用)、総合プール、生涯学習センター(温水プール)、市民プール(夜間利用)、庭球場(夜間利用)、市民球場(夜間利用)、第一野球場(夜間利用)、陸上競技場(夜間利用)、生涯学習センター(宿泊施設)、郷土の森博物館(プラネタリウム)及び学校施設(目的外利用、夜間利用)
C	公民館(目的外利用)、児童館(ひばりホール・夜間利用)、福祉会館(夜間利用等)、男女共同参画センター(目的外利用)、ふれあい会館、学校施設(目的外利用)、生涯学習センター(学習施設)、市民会館、府中の森芸術劇場(分館を含みます。)、美術館、教育センター(目的外利用)、府中の森市民聖苑(式場・法要室・霊安室)、介護予防推進センター、市民活動センター及び郷土の森博物館(プラネタリウムを除きます。)
D	保健センター(健康増進室)、総合体育館(トレーニング室)及び生涯学習センター(トレーニング室)
E	市民プール、地域プール、美好水遊び広場、庭球場、市民球場、第一・第二野球場、陸上競技場、総合体育館(トレーニング室を除きます。)、地域体育館、市民サッカー場、府中朝日フットボールパーク、生涯学習センター(トレーニング室を除く体育施設)、公民館、男女共同参画センター及び教育センター
F	ハヶ岳府中山荘(学校利用)、心身障害者福祉センター、児童館、福祉会館、図書館、市立公園、府中の森市民聖苑(火葬場)、リサイクルセンター、ふるさと府中歴史館及び子ども家庭支援センター

④ 時間帯別負担係数

時間帯によって使用料に差を設ける必要がある施設については、1日の基準使用料を午前に20パーセント、午後には35パーセント、夜間に45パーセントの割合で振り分けることで使用料を設定します。なお、夜間がない場合は、午前には36パーセント、午後には64パーセントとします。また、全日を使用する場合の使用料は1日の基準使用料の90パーセントとします。

⑤ 曜日別負担係数

平日、土曜日及び日曜日・祝日によって使用料に差を設ける必要がある施設については、比率を1：1.25：1.35とします。

なお、土曜日及び日曜日・祝日に差を設けない場合は、平日の1.25倍とします。

また、貸切りの利用者が入場者から料金を徴収する場合は、施設ごとに必要に応じて、これとは異なる使用料を設定できるものとします。

(8) 駐車施設における使用料の考え方

駐車施設における使用料については、他市における有料化の状況を踏まえ、受益者負担の適正化や近隣市の料金の把握・反映の観点のほか、次の視点を取り入れるものとします。

ア 公共性

公の施設として住民の福祉増進に係るサービスのほか、各種届出の受付や証明書の請求等の行政サービスを提供している施設については、その性質を考慮することとします。

イ 採算性

駐車施設の有料化に伴う経費を含め、駐車施設運営に係る維持管理経費と、適正な使用料及び利用台数による使用料収入を比較し、採算性を考慮することとします。

また、駐車施設の有効活用の観点から、有料化の検討を進める際には、施設利用者以外も利用可能な路外駐車場とするなど、当該駐車施設の位置付けを整理することとします。

ウ 公平性

使用料の設定に当たっては、基準使用料を原則としつつ、近隣の駐車施設や近隣市の同様施設の使用料等を考慮することとします。

エ 利便性

長時間利用、目的外利用、入庫待ちによる交通渋滞の発生などの課題がある施設については、有料化により適正利用の促進を図ることとします。

(9) 減免基準

公の施設の使用料の減免については、市の政策的な理由により、減免が必要な場合があることも考慮し、真にやむを得ない場合等に限定して、次の考え方を適用することとします。

なお、使用料の減免を行う場合には、その資格の有無について、身分証明書、障害者手帳、団体名簿等により確認することとします。

ア 共通事項

次のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することとします。

ただし、利用料金制度を導入している施設及び駐車施設については、(ア)及び(イ)に係る使用料の免除はしません。

(ア) 市又は教育委員会が主催し、又は共催して事業を行うために使用する場合

(イ) 市立小・中学校、保育所又は幼稚園が教育又は保育に係る活動を行うために使用する場合

(ウ) 施設の指定管理者が、公益目的で使用し、又は管理運営に必要な活動のために使用する場合

イ 個別事項

(ア) 使用料を減額し、又は免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することとします。

なお、各施設の運営形態や使用方法等が異なることから、使用料の減額率等については、施設ごとに判断することとします。

a 障害者が、駐車施設を使用する場合

b 障害者が、郷土の森博物館又は美術館を使用する場合。なお、障害者1人につき、その介助者1人についても同様の対応とします。

c 障害者が、体育施設（生涯学習センターにおける体育施設を含みます。）又は体育館を個人で使用する場合。なお、障害者1人につき、その介助者1人についても同様の対応とします。

d 学校関係団体が、学校施設を使用する場合

e 府中っ子学びのパスポートの所有者が、郷土の森博物館又は美術館を使用する場合

(イ) 使用料を減額する場合

次のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することとします。

なお、各施設の運営形態や使用方法等が異なることから、使用料の減額率等については、施設ごとに判断することとします。

a 社会教育関係団体、自治会、老人クラブ、福祉団体又は青少年団体として市に登録されている団体が、公民館、児童館、福祉会館又は生涯学習センター（学習施設）を使用する場合

b 男女共同参画センター登録団体、自治会又は青少年団体として市に登録されている団体が、男女共同参画センターを使用する場合

c 社会教育関係団体として市に登録している団体が、教育センター又は学校施設を使用する場合

d 福祉団体として市に登録している団体が、ふれあい会館を使用する場合

(10) 市外料金の設定

最近では、居住する自治体以外の公共施設の利用も広がっていますが、本来、納税義務を果たしている市民が市外利用者と同額で施設を利用するという考え方は、負担の公平性が保てません。

このことから、文化センターの各施設や体育施設等において既に設定しているように、原則として、市外利用者は市民の2倍の額で料金を設定した上で、市民が優先的に利用できるよう運営に努めることとします。

なお、駐車施設に係る使用料については、この考え方は適用しません。

(11) 他市の取組との比較

近年、他市においても使用料の見直しが進められています。建物の減価償却費及び土地の賃借料を基準使用料の対象費用とすることや、算出方法に「1㎡・1時間当たり原価」という考え方を導入するなど、自治体によって考え方は様々です。

また、時間帯や曜日ごとに料金を分けて設定するのではなく、同じ面積を同じ時間使用した場合は、全時間帯・全曜日で同一の料金を設定するなど、本市の料金設定の考え方と異なる方法を導入している自治体もあります。

以上のことから、算出方法や時間帯ごとの料金設定の在り方については、他市の状況を踏まえて、今後も引き続き検討していきます。

(12) 新規施設の料金設定

新規施設の料金設定については、他市での料金設定方法も踏まえながら、適正な料金設定を行います。

4 手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項

手数料・使用料は4年ごとに検証を行うこととし、基準手数料・使用料が現行料金の1.5倍を超えた場合又は0.75倍未満の場合に見直しを行うこととします。手数料・使用料の値上げを行う場合は、利用者負担の急激な変化を緩和するため、他市における同様のサービスとの均衡を図る場合を除き、手数料については現行料金の2倍、使用料については現行料金の1.5倍を上限とします。

また、手数料・使用料の見直し金額については、原則、100円未満の場合は100円単位、100円以上1,000円未満の場合は500円単位、1,000円以上の場合は1000円単位とします。

なお、現在使用料を無料としている施設については、この改定上限率に関わらず、適正な額を設定します。

5 税制改正への対応

消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合には、これを基準手数料・基準使用料に適正に転嫁します。

6 基本方針の改定

基本方針については、社会情勢の変化に柔軟に対応し、また、他市における手数料・使用料の見直しの取組を反映するため、4年ごとに検証を行い、必要に応じて改定を行います。

なお、この改定に当たっては、市民に影響のない軽微なものを除き、基本方針の策定と同様、原則としてパブリック・コメント手続などを通じて市民の意見を反映した上で行うこととします。

参考 基本方針の改定の経緯

平成26年5月	手数料・使用料の見直しに関する基本方針を策定
平成27年度	基本方針を踏まえ、住民基本台帳証明手数料、印鑑登録証明手数料などの照明事務関係手数料を見直し
平成29年1月	「使用料に係る負担割合」及び「使用料に係る減免の考え方」を策定し、利用者負担割合が100%となる区分を設け、駐車施設や公民館などの施設区分の位置付けを見直し 平成31年1月1日使用分からの15の施設の使用料及び使用料の減免基準等を見直し
令和元年5月	手数料・使用料の見直しの時期や金額等を示し、使用料の減免基準の考え方を明確化 駐車施設に使用料を設置する考え方を追加
令和5年7月	手数料の料金設定の例外において、特定の政策目的の実現に向けた特例料金の設定を可能とする事項を追加